年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
令和8年 10 月7日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　2件

厚生年金保険関係　　2件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第2600238号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第2600050号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成27年１月９日の標準賞与額を60万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年１月９日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年１月９日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成27年１月９日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成27年１月９日に係る標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和42年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　平成27年１月９日

Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間について、請求者から提出された平成26年給与明細（以下「給与明細」という。）及び預金通帳により、請求者は、当該期間にＡ社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、給与明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、60 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2　給与明細により、請求者はＡ社から、請求期間に 100 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2600327 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 2600051 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和３年７月20日の標準賞与額を１万6,000円に訂正することが必要である。

令和３年７月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和３年７月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 62 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　令和３年７月 20 日

Ａ社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された賃金台帳より、請求者は、請求期間に同社から１万7,000円の賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、１万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和６年11月14日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者

の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2600100 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 2600023 号

第１　結論

昭和 58 年４月から昭和 60 年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 58 年４月から昭和 60 年３月まで

私は、昭和 60 年４月に就職する際、母親から、あなたはこれから厚生年金になるけれども、これまでの年金は手続して全部やっておいたと聞いたので、母親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間の記録が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、母親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付を行ってくれたとする母親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）がこれまでに二つ払い出されているところ、一つ目の国民年金番号「＊」（以下「番号１」という。現在は、基礎年金番号に統合済み。）は、昭和 57 年＊月頃にＡ町（現在は、Ｂ市）を管轄する社会保険事務所（当時）から払い出されており、Ｂ市が作成した国民年金被保険者名簿によると、請求者が 20 歳に到達した昭和 57 年＊月＊日に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得し、同年＊月から昭和 58 年３月までは申請免除期間とされ、同年４月 28 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該被保険者名簿の記載内容は、基礎年金番号統合前の番号１に係るオンライン記録と一致していることが確認できる。

二つ目の国民年金番号「＊」（以下「番号２」という。現在の基礎年金番号。）は、平成８年７月頃にＣ市を管轄する社会保険事務所から払い出され、請求期間の記録は、基礎年金番号付番（平成 10 年６月 10 日付け）を契機に未加入期間から未納期間となっていることがオンライ

ン記録により確認できる。

これらのことから、番号１においては、国民年金の被保険者資格を喪失した昭和 58 年４月以降に国民年金に加入した記録は確認できず、番号２においては、上記払出しの時点で請求期間は未加入期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して番号１及び番号２とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、Ｂ市は、国民年金被保険者関係（申出・申請）書及び関係届受付処理簿はいずれも保存期間（３年）経過のため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第2600257号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第2600052号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和37年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成元年８月１日から同年10月１日まで

Ａ社に勤務している期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。以前に事務責任者から、入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が相違している旨の通知を受けたため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された請求者に係る在職証明書、社員カード、退職報告書・退職金計算書及び給与計算ソフトの人事基本情報登録画面並びに二人の同僚からの回答により、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びＡ社が加入するＢ健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、請求者に係る雇用保険被保険者資格及び健康保険被保険者資格の取得年月日は、いずれもオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と同日の平成元年10月１日であることが確認できる。

また、Ａ社の人事担当者は、請求者と同時期に入社した社員に、入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が相違している者が複数人いるため、請求期間当時は試用期間を設けていたと考えられる旨陳述していることから、当該期間当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、Ａ社の事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存しておらず、請求者及び上述の同僚は、いずれも当該期間に係る給与明細書を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年

金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。